

第1号様式（第5条関係）

（あて先）長崎市長

年 月 日

長崎市移住支援補助金交付申請書

長崎市移住支援補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 申請者欄

ふりがな		生年月日	
氏名	⑩	年 月 日	
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 補助金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯	単身		世帯		同時に移住した世帯員の人数（1 の申請者は含まない）	人
就業・創業	就業		創業			

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

裏面「長崎市移住支援補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A 誓約する		B 誓約しない	
裏面「長崎市移住支援補助金に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A 同意する		B 同意しない	
長崎市移住支援補助金の交付申請日から5年以上継続して長崎市に居住し、かつ、就業又は創業する意思について	A 意思がある		B 意思がない	
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A 3親等以内の親族に該当しない		B 3親等以内の親族に該当する	

※ 各種確認事項のBに○を付けた場合は、補助金の支給対象となりません。

4 転入前の住所

住所	〒
----	---

5 東京23区への在勤履歴※

期間（年月日～年月日）	就業先名称	就業先所在地

※ 東京23区外に居住し、かつ、東京23区へ通勤していた場合のみ在勤履歴を記載してください。

※ 転入する前日までの10年間のうち、通算5年以上、かつ、転入する前日まで連続して1年以上の在勤履歴を記載してください。

長崎市移住支援補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 長崎市から、長崎市移住支援補助金に係る状況報告を求められた場合は、それに応じます（長崎市補助金等交付規則第10条）。
- 2 長崎市移住支援補助金交付要綱第3条第1項第2号の規定を満たす場合は、補助金の交付申請日から1年を経過した日の翌日から起算して30日以内に就業証明書を提出します。
- 3 長崎市移住支援補助金交付要綱第6条に規定する条件に該当しない事由が発生した場合は、速やかにその旨を長崎市に報告します。
- 4 以下の場合、長崎市補助金等交付規則第17条及び長崎市移住支援補助金交付要綱第13条に基づき当該金額の補助金を返還します。
 - (1) 偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けたことにより交付の決定の取り消しを受けた場合 補助金の全額
 - (2) 補助金の交付申請日から3年未満に本市から「長崎県の移住支援事業、マッチング支援事業及び創業支援事業実施要領（平成31年4月26日31地づ第59号）（以下「県実施要領」という。）」に基づく移住支援事業を実施していない長崎県内の市町又は県外の市町村に転出した場合 補助金の全額
 - (3) 補助金の交付申請日から1年以内に第3条第1項第2号に規定する要件を満たす職を辞した場合 補助金の全額
 - (4) 県実施要領に基づく創業支援事業に係る創業支援金の交付決定の取り消しを受けた場合 補助金の全額
 - (5) 補助金の交付申請日から3年以上5年以内に本市から県実施要領に基づく移住支援事業を実施していない長崎県内の市町又は県外の市町村に転出した場合 補助金の2分の1
 - (6) 補助金の交付申請日から3年未満に本市から県実施要領に基づく移住支援事業を実施している長崎県内の市町に転出した場合 補助金の4分の1
 - (7) 補助金の交付申請日から3年以上5年以内に本市から県実施要領に基づく移住支援事業を実施している長崎県内の市町に転出した場合 補助金の8分の1

長崎市移住支援補助金に係る個人情報の取扱い

- 1 長崎市は、移住支援補助金事業の実施に際して得た個人情報について、長崎市個人情報保護条例の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。
- 2 長崎市は、当該個人情報について、国及び長崎県への実施状況の報告等のため、国及び長崎県に提供する場合があります。
- 3 長崎市は、補助対象者の居住地を確認する必要がある場合は、補助対象者の住民票等を公用にて取得し、確認する場合があります。